



住宅用スプリングマットレスの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 49 産第 7950 号 1974 年 11 月 22 日

住宅層スプリングマットレスの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、使用者の安全を確保するため、住宅用スプリングマットレスの安全性品質と、使用者が誤った使用をしないための必要事項について定める。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で寝具として使用される住宅用スプリングマットレス(注1)(以後マットレスという。)について適用する。

(注1) 分割マットレス、ソファ・ーベッド、業務用マットレス及び乳幼児用ベッドのマットレス等は含めない。

3. 安全性品質の基準

安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観	<p>1.1 傷、変質がなく縫い方、仕上げが良好であること。</p> <p>1.2 使用者に傷害又は不快を与えるような突起がないこと。</p>	<p>1.1 目視及び触感で確認すること。</p> <p>1.2 目視及び触感で確認すること。</p>
2. 燃焼特性	<p>2 炭化距離は火源の位置よりどの方向にも 50 ミリメートル以下であること。</p>	<p>2.1 試験条件</p> <p>(1) 試験室 試験室は、ダブルサイズのマットレス（日本工業規格 S1101-1973（住宅用ベッドの寸法）の 3. 略号 150-D）が水平に置くことができ、かつ人や空気が自由に動ける広さであって、試験中に発生する煙を排気する適当な換気装置を備えていること。</p> <p>(2) 試験室の標準状態 日本工業規格 Z8703-1961（試験場所の標準状態）に規定する常温・常温とすること。</p> <p>(3) 試験台 試験台は、水平で高さは試料をのせたとき、その上面が床面より 350～450 mm の範囲になるように、適当な高さを備え、かつ、銅製すること。</p>

項 目	認定基準	基準確認方法																											
		<p>(4)火 源 火源は、両切りたばこ（日本専売公社製）とすること。</p> <p>(5)シーツ シーツは、日本工業規格 L0803-1965(染色堅ろう度試験用添付白布) の添付白布 3 号とすること。</p> <p>(6)試 料 試料、たばこ及びシーツを 2.1.(2)の標準状態で 24 時間以上放置する。なお、放置している間、試料表面（鏡）（注 2）のまわりの空気が自由に動けるように適当な方法で試料を保持すること。 （注・2）付図 1 参照</p> <p>2.2 試験方法 試料表面・の半分はシーツなし試験、半分はシーツによる試験とする。（付図 1, 2 及び 3 参照）火のついていないたばこを試料表面の半分に下表の本数になるように置き、たばこの燃焼が終了後、炭化距離を測定する。個々の火源は、180 mm 以上離して置き、かつたばこは 5 mm 以上燃えていないものを使用すること。更に、試料の裏面についても同様の試験を行う。なお、炭化距離が 50 mm を超えた場合は試験を中止すること。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="847 1357 1469 1883"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">試験</th> </tr> <tr> <th>シーツなし試験</th> <th>シーツによる試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">マットレスの表面</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">キルティン グ又はぼた ん締め等凹 凸のあるも の</td> <td>平挺な部分</td> <td>3 本</td> <td>3 本</td> </tr> <tr> <td>キルティング 又はぼたん締 め部分</td> <td>3 本</td> <td>3 本</td> </tr> <tr> <td>エッジ部分</td> <td>6 本</td> <td>6 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平坦なもの</td> <td>平坦な部分</td> <td>6 本</td> <td>6 本</td> </tr> <tr> <td>エッジ部分</td> <td>6 本</td> <td>6 本</td> </tr> </tbody> </table>			試験		シーツなし試験	シーツによる試験	マットレスの表面				キルティン グ又はぼた ん締め等凹 凸のあるも の	平挺な部分	3 本	3 本	キルティング 又はぼたん締 め部分	3 本	3 本	エッジ部分	6 本	6 本	平坦なもの	平坦な部分	6 本	6 本	エッジ部分	6 本	6 本
		試験																											
		シーツなし試験	シーツによる試験																										
マットレスの表面																													
キルティン グ又はぼた ん締め等凹 凸のあるも の	平挺な部分	3 本	3 本																										
	キルティング 又はぼたん締 め部分	3 本	3 本																										
	エッジ部分	6 本	6 本																										
平坦なもの	平坦な部分	6 本	6 本																										
	エッジ部分	6 本	6 本																										

項 目	認定基準	基準確認方法
		<p>2.2.1 シーツなし試験</p> <p>(1) 平坦な部分 キルティング又はぼたん締めの部分にかからないように火源を試料の平坦な部分に置く。なお、マットレスのデザインのため不可能な場合、できるかぎり平坦な部分でたばこを燃やすこと。</p> <p>(2) キルティング部分 キルティング工程で出来る凹みの糸の上に火源を置く。なお、マットレスのデザインのため不可能な場合、できるかぎりキルティング凹みの糸の上でたばこを燃やすこと。</p> <p>(3) ぼたん締め部分 ぼたん締め工程でできる凹みに火のついているたばこの端がかかるように置くこと。(付図5参照)</p> <p>(4) エッジ部分 表面とエッジの間の凹んだ部分にエッジと平行に火のついているたばこをはさみ込むように置く。なお、表面とエッジの間に凹みがない場合、エッジにピンを角度45度にさし、たばこの火がついている部分、中央部分、端部の3箇所をささえること。ただし、ピンの頭の位置はたばこ上面より下側であること。(付図4参照)</p> <p>2.2.2 シーツによる試験</p> <p>2.2.1 で使用した試料の残りの部分を2.1.(5)のシーツでおおうこと。</p> <p>(1) 平坦な部分 シーツでおおってある試料の平坦な部分に火のついているたばこを置き、更にその上からジーツをゆるやかにかける。 なお、試料が明らかに着火してなく、また、たばこが燃えつくしている以外シーツを持ち上げないこと。(付図2参照)</p> <p>また、マットレスのデザインのため平坦な部分だけでたばこを燃やすことが不可能な場合は、できるだけたばこを平坦な部分で燃やすこと。</p>

項 目	認定基準	基準確認方法
3. 臭気	3 著しく不快なおいがないこと。	<p>(2) キルティング部分 試験をする前、試料のキルティングの凹みとシーツの間をできるかぎり密着させること。シーツでおおってある試料のキルティソグの凹みに、火のついているたばこを置き、更にその上からシーツをゆるやかにかける。 その他は 2. 2. 2. (1) と同様とすること。なおマットレスのデザインのためキルティング部分だけでたばこを燃やすことが不可能な場合、できるだけたばこをキルティング部分で燃やすこと。</p> <p>(3) ぼたん締め部分 試験をする前、試料のぼたん締めの凹みとシーツの間をできるかぎり密着させること。シーツでおおってある試料のぼたん締めの凹みに、火のついているたばこの端がかかるよう置き、更にその上からシーツをゆるやかにかける。 その他は 2. 2. 2. (1) と同様とすること。</p> <p>(4) エッジ部分 試験をする前、試料のエッジ部分の凹みとシーツの間をできるかぎり密着させること。シーツでおおってある試料のエッジ部分の凹みに火のついているたばこをエッジと平行にはさみ込むように置き、更に、その上からシーツをゆるやかにかける。 その他は 2. 2. 2. (1) と同様とすること。 なお、エッジ部分に凹みがない場合 2. 2. 1. (4) と同様ピンを使用すること。</p> <p>3 においをかいでその有無を確認すること。</p>

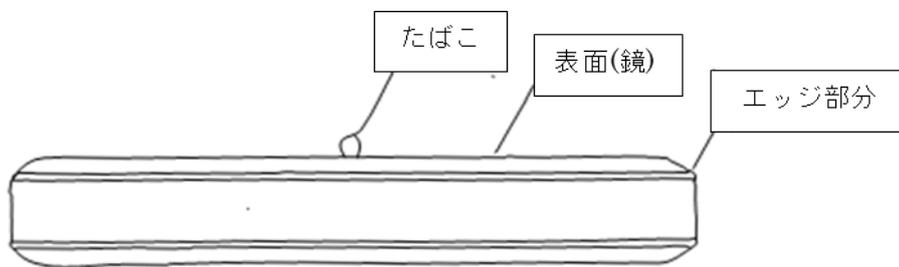
4. 表示

必要とする表示は、次のとおりとする。

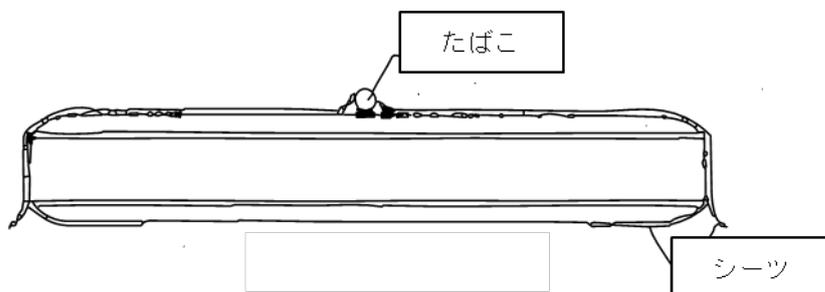
認定基準	基準確認方法
<p>1. 製品ロットの確認が出来ること。</p> <p>1.1 製造業者名（注3）又はその略号、製造年月又はその略号、それぞれが容易に消えない方法で表示されていること。 （注3）ここでいう製造業者名とは製造工場又は事業所名のことである。</p> <p>2. 使用上の誤りを防ぐ旨が明示されていること。</p> <p>2.1 家庭用品品質表示法による次のことが明記されていること。 ・湿気をさけ、風通しのよい所でほしてください。 ・無理に折りまげないでください。 ・マットレスの上で、とんだりはねたりしないでください。</p> <p>2.2 たばこの火についてのみ難燃性がある旨明示されていること。</p>	<p>1.1 目視及び触感で確認すること。</p> <p>2.1 目視で確認すること。</p> <p>2.2 目視で確認すること。</p>

たばこの置き方

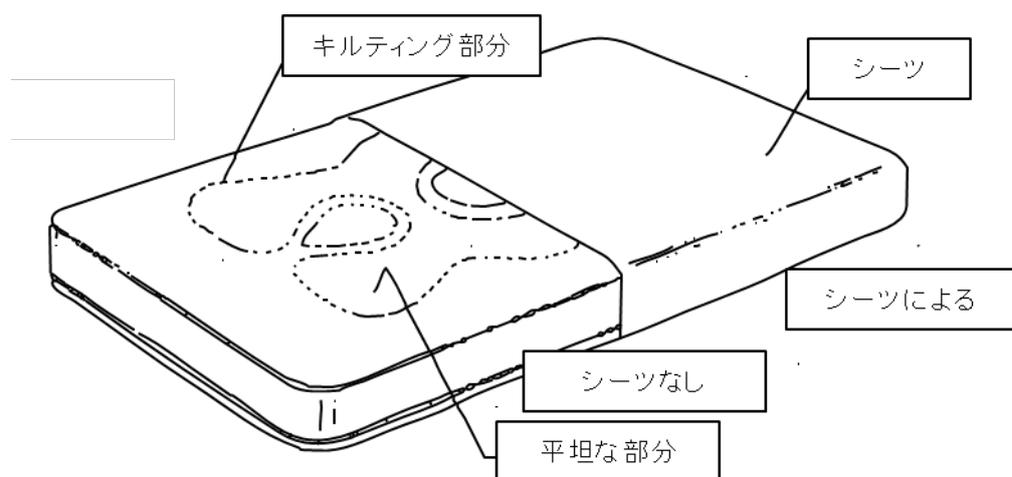
◆付図1 シーツなし試験



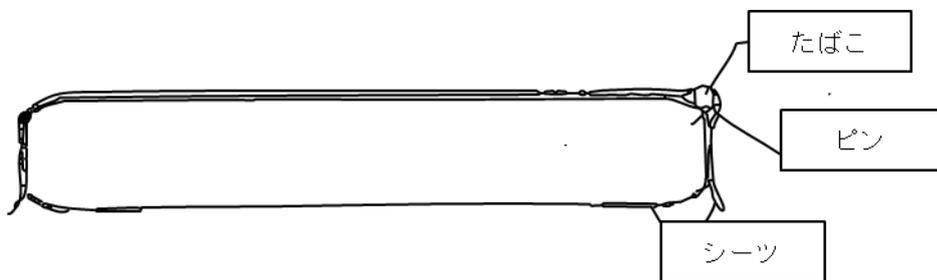
◆付図2 シーツによる試験



◆付図3



◆付図4



◆付図5

